

社会福祉法人米原市社会福祉協議会事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第34条第3項の規定に基づき、本会事務局の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部及び地域福祉活動センターの設置)

第2条 事務局に合理的かつ効率的に本会の事務を処理するため、本部及び地域福祉活動センターを置く。

(本部及び地域福祉活動センターの名称及び位置)

第3条 本部及び地域福祉活動センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

	名 称	位 置
本 部	社会福祉法人米原市社会福祉協議会	米原市三吉570番地
地域福祉活動センター	社会福祉法人米原市社会福祉協議会 山東地域福祉活動センター	米原市長岡1050番地1
	社会福祉法人米原市社会福祉協議会 伊吹地域福祉活動センター	米原市春照56番地
	社会福祉法人米原市社会福祉協議会 米原地域福祉活動センター	米原市三吉570番地
	社会福祉法人米原市社会福祉協議会 近江地域福祉活動センター	米原市顔戸21番地2

(事務局体制)

第4条 本会に次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 地域福祉課
- (3) 在宅生活支援課

(事務分掌)

第5条 本会の各課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 総務課

法人運営
人事・労務管理
経理

請求事務
地域福祉活動推進計画の進捗管理
共同募金委員会・日本赤十字社地区
施設管理
善意銀行
福祉介護人材育成

(2) 地域福祉課

ニーズ・社会資源の把握と分析
小地域福祉活動の推進
民生委員児童委員協議会事務局の運営
福祉活動団体支援
当事者団体活動支援
福祉サービス事業者支援
広報・情報発信
福祉学習・啓発
社会福祉大会
支え合いセンターの運営
ボランティア活動の推進
子育て支援
放課後児童クラブ運営
ファミリー・サポート・センターの運営
災害時支援
その他生活支援
窓口業務（金銭收受含む）
相談支援
権利擁護
生活困窮者自立支援
生活福祉資金等貸付
居宅介護支援
障がい者相談支援センター運営

(3) 在宅生活支援課

通所介護事業
就労継続支援B型事業

小規模多機能型居宅介護事業
訪問介護事業
介護予防事業
その他の生活支援

(職の設置)

第6条 事務局に次の職を置き、第1号から第4号までの職は管理職とする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 課長
- (4) 課長補佐
- (5) 主任
- (6) 一般職

2 前項に規定するもののほか、事務局の業務を円滑に執行するため、准正規職員及びパートタイマー職員を置くことができる。

(職務)

第7条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の所掌事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の所掌事務を整理し、職員を指揮監督する。

3 課長は、上司の命を受け、担当する課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐は、課長を補佐し、担当する課の事務を整理し、課長に事故あるときはその職務を代行する。

5 主任は、上司の命を受け、担当する事務について上司から指示された目標及び実施計画に基づき、具体的な処理計画を立て、上司の承認を得てこれを処理する。

6 前5項までに定める以外の職員は、上司の命を受け、分担する事務について上司の指示するところにより執務し、事務を遂行する。

(職種)

第8条 事務局に次の職種を置く。

- (1) ソーシャルワーカー
- (2) ボランティアコーディネーター
- (3) 事務職員
- (4) 業務員
- (5) 自立生活支援専門員
- (6) 放課後児童クラブ指導員

- (7) 居宅介護支援専門員
- (8) 訪問介護員
- (9) 看護職員
- (10) 生活相談員
- (11) 介護職員
- (12) 機能訓練指導員
- (13) 調理員
- (14) 職業指導員
- (15) 生活支援員
- (16) 運転手
- (17) 計画作成担当者
- (18) 会計職員

2 前項に定める職種のほか、必要に応じて、その他の職種を定めることができる。

(職責)

第9条 職員に次の職責を命じることができる。

- (1) 会計責任者
- (2) 衛生管理者又は衛生推進者
- (3) 安全管理者
- (4) 食品衛生責任者
- (5) 危険物取扱責任者
- (6) 防火管理者
- (7) 安全運転管理者
- (8) 社会保険委員
- (9) 施設管理者
- (10) 施設代表者
- (11) 事業管理者
- (12) サービス管理責任者
- (13) サービス提供責任者
- (14) 地域福祉活動センター長
- (15) ボランティアセンター長

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。